

書評（学界展望【ヨーロッパ法】）：Gérard Cohen-Jonathan et Jacqueline Dutheil de la Rochère (sous la dir. de), *Constitution européenne, démocratie et droits de l'homme*, Bruxelles, Bruylant, 2003, 307p.

南野, 森  
九州大学大学院法学研究院：助教授

<https://hdl.handle.net/2324/19652>

---

出版情報：117 (9=10), pp.153-156, 2004-10. 国家学会  
バージョン：  
権利関係：

に管轄権をもつ。対外代表も欧州委員会ではなく、EU外務大臣および欧州首脳理事会議長とされている。つまり、憲法条約草案でも、外交安全保障の領域は根元近くで幹から枝分かれしているのである。

第二の示唆は、EC法秩序の中に登場し始めた政府間協力的な措置の存在である。二〇〇〇年代以降、経済政策や雇用政策などの分野において、各国の政策形成を欧州首脳理事会や閣僚理事会で採択した概括的な指針に即して行い、各国が自主的に相互の政策を近似化させ、それを定期的に欧州首脳理事会や閣僚理事会において各国が相互に、また欧州委員会も独自に、点検し評価し、次の概括指針を立て、各国の政策協調に反映するといったフィードバック・サイクルのような各国自主行動措置が採られるようになってきている (open method of co-operation といわれる)。従来のEC法研究は、ECの法令と判例の研究が中心であったため、このような法的拘束力に乏しい新しい措置に対する研究があまり進んでいない。著者の国家間の協力としてのECという視座からは、このような新種の措置をめぐる法的問題はなにか、といった研究課題を引き出すことができる。

(東京大学助教授 中村民雄)

Gérard COHEN-JONATHAN et Jaqueline DUTHEIL  
DE LA ROCHÈRE (dir.), *Constitution européenne, démocratie et droits de l'homme*,  
Coll. *Droit et Justice*  
(Bruxelles, Bruylant, 2003, 307 p.)

一 本書は、二〇〇三年三月ソルボンヌで二日間にわたり開催された研究集会の記録である。これを組織したのは、いづれもパリ第二大学の教授である、G. Cohen-Jonathan と J. Dutheil de La Rochère (ただし彼女は現在学長)であった。この研究集会は、〇一年十二月のラーケン首脳会議で招集が決定されたEU憲法条約制定会議がその最終案(〇三年七月)をまとめる直前という、憲法条約起草過程のなかでも極めて重要な時期に開催されたものである。「欧州憲法」というもつとも基本的な問題に加えて、しばしば「赤字」と言われてきた民主的正統性の問題、二〇〇〇年末ニースにおいて採択されたEU基本権憲章をめぐる問題という、欧州統合の憲法問題とでも言うべき重要論点を網羅するタイトルからしてすでに、この研究集会の問題関心の適切さ、その問題提起の重要性が推測されるだろう。本書に収録されているのは、①ストラスブール大教授を経て、現在欧州理事会法務部の部長を務める J.-P. Jaqué

② 欧州委員会エネルギー・運輸局長で「ペネロペ」案（〇二年十二月に公表された当時の欧州委員会委員長 R. Prodi の私案）の作成責任者であった F. Lamoureux、③ 憲法院判事を経て当時は欧州問題担当大臣の地位にあった N. Lenoir、④ 国民議会議員の F. Loncle、⑤ 欧州法学の大御所でエクス・マルセイユの L. Dubouis、⑥ 同じくパリ C. Blumann、⑦ ドドリードの L. M. Diez-Picazo、⑧ パリ政治学院の R. Dehousse、⑨ 本書の編者 J. Dutheil de La Rochère、⑩ パリの新進気鋭の欧州法学者 F. Picod による十本の個別報告（さらに⑤～⑧には、それぞれ対照報告が付されている）のほか、欧州人権裁判所副所長や欧州司法裁判所の論告担当官を含む四名による円卓会議、そして、あの J.-L. Quermonne による総括である。実に興味深い人選であると言えよう。十本の報告のうち、①～⑤までが欧州憲法を、⑥～⑧までがデモクラシーを、そして⑨と⑩が人権を、主として扱う。

二 しばしば *sui generis* な法秩序と言われる欧州連合に、国家に固有のものと考えられてきた近代以降の意味における「憲法」を与えようという主張が本格化する九十年代（欧州議会では八四年に Spinielli 議員がすでに憲法案を出しているが）から、フランスにおいては、それを端的に良いこととするだけでなく、むしろ必要なことであるとするのが欧州法学者の大勢であったとするならば、逆に憲法学者においては、欧州連合が形式的意味における「憲法」を

もつことについては、確固として反対するまでには至らずとも、少なくとも理論的な躊躇を感じざるを得ないとするのが大方に共通した見方であった。そのような中で、そもそも欧州法一般に特徴的であるとも言える政治主導ないしは（欧州法学者を含む）エリート主導がここでも遺憾なく発揮され、この研究集会が行われた時点ではすでに、少なくとも憲法学以外の文脈においては、「欧州憲法」の語はもはやたいして違和感のないものとして使われるようになっていた（たとえば、R. Badinter の『欧州憲法』は〇二年刊）。ニース以降の作業実務についての興味深い証言を多々含む①～④では、それゆえそのような観点からの問題意識は行論の中心におかれず、さらに、実効性の観点からこそ問題が扱われるべきであつて必ずしも理論的観点が重視されるべきとは考えないと告白する①（三六頁）に至つては、EU 問題と法学の乖離は決定的であるかのようになら見える。そのようななかで、⑤は、欧州法の大家の手になるものだけのことはあり、正面から EU の「性質」を、言いかえれば法的に見て EU とは何かという根本的問題を扱おうとする点で、そしてその際、そもそもそのような性質如何をめぐる問題を扱うこと自体を放棄しようとする有力な学説の流れがあつてあり現にあることを十分に意識したうえでそうする点で、法・理論的に EU を考えようとする者にとつて重要なものとなつている。Federation という語を伝統的な意味で、すなわち Confederation の

対語として、そして国際法上の主権主体として用いるのではなく、ネーションステートの連合体、さらに、「諸国家と諸国民」または「諸国家と諸市民」とからなる連合体として捉えたうえで、EUについて用いようとするその議論(Dubouis自身はEUを「諸国家と諸市民からなるFederation」であるとする)は、J. Delors以降の政治の文脈とも、また最近の憲法学における新しいFederation論の潮流とも響き合うだろう(憲法学の議論状況については山元『「ヨーロッパ憲法制定権力」?』(樋口陽一ほか『国家と自由』日本評論社、二〇〇四年)を参照)。

三 EUの民主的正統性(欠如)の問題については、とくにマーストリヒト以降、「欧州レファレンダム」を別にすれば、補完性原則と欧州市民権という二つの鍵概念が、議論をすすめる両輪の役割を果たしてきたとも言えるだろう。まさにそのような見地から、⑥が「デモクラシーと補完性」を、そして⑦と⑧が「デモクラシーと欧州市民権」を扱う。⑥は、しかしながら、補完性原則がそもそも政治的妥協の産物であったということを再確認し、連邦制的なデモクラシーと補完性が、理論的には双方向的に不可欠なものではないということを指摘したうえで、拡大の途上にある現在のEUにおいては、実際上の見地からデモクラシーにとって不可欠のものであるとそれを位置づけ、その統制——裁判的なものもそうでないものも含めて——を中心として、緻密な議論を展開する。欧州市民権が各国の国籍に

依存していることの孕む問題性を指摘する⑦と、そもそも、欧州におけるデモクラシーを、これまでの主権国家内部におけるデモクラシーと同じ枠組みで考えることの限界を指摘する⑧は、いずれも、その点についてはこの研究集会の時点となんら変わっていない現時点での欧州憲法に潜む問題を読者に考えさせてあまりある、重要なものである。

研究集会当時における欧州の人権問題としては、⑨が簡潔に提示するように、まずEU基本権憲章と欧州憲法との関係、つぎに欧州人権条約とEUの関係、という二つがなによりも重要であった。前者については、その後、(フランスの提案どおりに)基本権憲章がそのまま欧州憲法案に挿入されたことにより一応の決着をみるが、後者の問題は、EUが法人格を獲得し、欧州人権条約に加盟することが可能となることで、人権についての複数の裁判的救済方法がもつ複雑さ(これを⑩が詳細に扱う)とあいまって、今後いつそうの混迷を深めるかもしれない。

四 本書のもととなった研究集会が、いまだ欧州憲法案が確定されていない時期に開催されたものであることから、当然のことながら、本書には、その後の事態の推移により意義を失った行論や提案も無いではない。しかしながら、右にみたように多くは、現時点での欧州憲法のもつ問題にそのままあてはまる議論である。最後に収録されている円卓会議の議論は、欧州連合と欧州人権条約という、欧州憲法、デモクラシー、人権という三つのいずれにもかかわる

論点について、法学者と実務家による興味深い応酬を含み、本書のハイライトと言ってもよいだろう。いずれにせよ本書は、証言、分析、問題提起、展望を豊富に含んだ、欧州憲法についての現時点における仏語圏の文献としては、参照される価値を大いにもつものの一つであるといえる。そして、その後の実際の動きをみるならば、総括において Quermone が述べていた通り、実際には、「大学人の研究は、しばしばそう思われている以上に影響を与えてきた」(二九七頁) ということが、本書を読むことで見てとれるはずである(なお、ごく初期の原稿の段階で伊藤洋一教授に目を通していただき、貴重なご教示を得たことに御礼申しあげる)。

(九州大学助教授 南野 森)